

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における広報紙等を広告媒体として活用し、社会福祉関係の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。

- (1) 本会が発行する広報紙
- (2) 本会のウェブサイト
- (3) その他本会が別に定めるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 本会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であることを要し、広告内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

(業種又は事業者)

第4条 前条の規定に基づき、次の各号に掲げる業種または事業者の広告を掲載する。

- (1) 本会の会員
- (2) 福祉・保健・医療関係サービス及び学校
- (3) その他福祉サービス利用者及び福祉関係事業者にとって有用と判断したものの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業種または事業者の広告は掲載しない。

- (1) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (2) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (3) その他本会の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品またはサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷または排斥するもの
 - エ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
 - ケ 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残虐な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの
- 2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。
- (広告の募集)
- 第6条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管する部及び室（以下「所管部」という。運営規程において職制の規定がない事業所を含む。）の長が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。
- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格
 - (3) 広告の掲載条件
 - (4) 広告申込手続
 - (5) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項
(広告掲載の決定等)

第7条 所管部の長は、この要綱及び前条の募集要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。ただし、あらかじめ本会が設置する広告審査会の承認を受けなければならない。

2 募集枠数を超える申込みがあった場合は、本会の会員を優先し、その他は先着順とする。

(掲載の中止、取消し)

第8条 所管部の長は、次の各号に該当した場合は広告の掲載を中止、又は取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 虚偽の広告掲載をしたとき。

(3) 広告主から取り消す旨、申し出があったとき。

(4) 本会の名誉又は信用を失墜し、若しくは業務を妨害するような行為があったとき。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告審査会の設置)

第11条 次に掲げる事項について審査するために、広告審査会を設置する。

(1) 第2条第3号の承認に関すること。

(2) 第7条の承認に関すること。

(3) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管部の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管部の長から申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、在宅福祉事業本部が所管する媒体にかかる広告につ

いては在宅福祉部が、それ以外の媒体にかかる広告については総務部が処理する。

(その他)

第12条 その他広告掲載に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

委員長	委員	所掌事務
総務部長	媒体所管部長 総務部次長（経理担当） 総務部次長（経営改善担当） 事業所管部担当次長 委員長の指名する職員	在宅福祉事業本部以外が所管する媒体にかかる広告掲載に関すること
在宅福祉部長	在宅福祉部次長（経営企画担当） 在宅福祉部担当次長 委員長の指名する職員	在宅福祉事業本部が所管する媒体にかかる広告掲載に関すること